

長崎市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

変 更 後					変 更 前				
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 略					1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 略				
2. 中心市街地の位置及び区域 略					2. 中心市街地の位置及び区域 略				
3. 中心市街地の活性化の目標 略					3. 中心市街地の活性化の目標 略				
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1) 略 (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業					4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1) 略 (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<b>【事業名】</b> 新大工町地区市街地再開発事業  <b>【内容】</b> 新大工町及び伊勢町(約0.72ha)での第一種市街地再開発事業による商業・住宅・業務・駐車場の整備 位置：新大工町及び伊勢町  <b>【実施時期】</b> 平成26年度～令和4年度 <u>(4)に移設</u>	新大工町地区市街地再開発組合	中心市街地の商業地である新大工町地区の中心的な商業施設を市街地再開発事業により更新することで、地域活力の維持向上と賑わい再生を図る。 まちなか居住、賑わいの創出、回遊性の向上に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	<b>【措置の内容】</b> 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等) [国土交通省]  <b>【実施時期】</b> 平成27～31年度		<b>【事業名】</b> 新大工町地区市街地再開発事業  <b>【内容】</b> 新大工町及び伊勢町(約0.72ha)での第一種市街地再開発事業による商業・住宅・業務・駐車場の整備 位置：新大工町及び伊勢町  <b>【実施時期】</b> 平成26年度～	新大工町地区市街地再開発組合	中心市街地の商業地である新大工町地区の中心的な商業施設を市街地再開発事業により更新することで、地域活力の維持向上と賑わい再生を図る。 まちなか居住、賑わいの創出、回遊性の向上に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	<b>【措置の内容】</b> 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等) [国土交通省]  <b>【実施時期】</b> 平成27年度～	
					<b>【事業名】</b> 新大工歩道橋整備事業  <b>【内容】</b> 新大工町と伊勢町をつなぐ歩道橋の整備 位置：新大工町～伊勢町  <b>【実施時期】</b> 平成30～31年度	長崎市	新大工町地区市街地再開発事業を契機とした地区の活性化により、歩行者が増加することから、歩行者の安全性の確保、及び再開発ビルのエレベータ施設と連携したバリアフリー化を図るため、歩道橋の再整備を行う。安全で快適な歩行空間の形成に繋がることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	<b>【措置の内容】</b> 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(まちなか地区(第2期))) [国土交通省]  <b>【実施時期】</b> 平成30～31年度	
<b>【事業名】</b> 浜町地区市街地再開発事業	民間事業者	浜市商店街振興組合が位置する浜町地区は、まちぶらプロジェクトにおけるまちなか軸にあ	<b>【措置の内容】</b> 社会資本整備総合交付金(市		<b>【事業名】</b> 浜町地区市街地再開発事業	民間事業者	浜市商店街振興組合が位置する浜町地区は、まちぶらプロジェクトにおけるまちなか軸にあ	<b>【措置の内容】</b> 社会資本整備総合交付金(市	

			<p>って中核を占める存在であり、陸と海の玄関口からまちなかへの回遊性を高めることにより、中心市街地の活性化を図ろうとする本基本計画を推進するにあたり、浜町地区の魅力の向上は欠かすことができない。</p> <p>浜町地区の商業機能を更新することで、まちなか全体への集客を促進することにつながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>街地再開発事業等) [国土交通省]</p> <p>【実施時期】 平成 27～<u>30 年度</u></p>								
<p>【内容】 浜市商店街振興組合のエリアにおける、再開発やテナントミックスの手法を踏まえたまちづくり構想に基づく、第一種市街地再開発事業による商業・住宅・駐車場の整備 位置：浜町</p> <p>【実施時期】 平成 26 年度～</p>												
<p>【事業名】 新市庁舎建設事業</p> <p>【内容】 老朽化した市庁舎の建替えとあわせた、防災・災害復興拠点機能や多目的利用が可能な空間の整備 位置：魚の町</p> <p>【実施時期】 <u>平成 28 年度～令和 4 年度</u></p>	長崎市	<p>新市庁舎に、市民によるイベント・展示など多目的利用が可能な空間や、まちなかの憩いのスペースとして多目的に利用できるエントランスホールや広場、駐車場、誰もが使いやすいトイレなどを整備する。</p> <p>人が集まりやすく、交通アクセスの良い中心市街地に、市民が親しみやすく、交流の促進・賑わい創出を図る機能の集積が見込めることから中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（まちなか地区）） [国土交通省]</p> <p>【実施時期】 平成 28～29 年度</p>									
<p>【事業名】 新市庁舎周辺道路整備事業（略）</p>	(略)	(略)	(略)	(略)								
<p>【事業名】 唐人屋敷顕在化事業</p> <p>【内容】 案内サイン、四隅モニュメント、唐人屋敷象徴門（誘導門・大門）、回遊路、資料館、広場、公園等の整備 位置：館内町ほか 4 町</p> <p>【実施時期】 <u>平成 13 年度～令和 6 年度</u></p>	長崎市	<p>鎖国時代における日中交流の拠点であった唐人屋敷地区において、歴史的価値を顕在化し、住環境の改善やまち歩き型の観光拠点を整備する。</p> <p>市民や観光客の回遊性や地域の中国風の魅力向上を図る事業であることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） [国土交通省]</p> <p>【実施時期】 平成 27～31 年度</p>									
<p>【事業名】 岩原川周辺環境整備事業（略）</p>	(略)	(略)	(略)	(略)								
<p>【事業名】 中島川公園整備事業（略）</p>	(略)	(略)	(略)	(略)								
<p>【内容】 浜市商店街振興組合のエリアにおける、再開発やテナントミックスの手法を踏まえたまちづくり構想に基づく、第一種市街地再開発事業による商業・住宅・駐車場の整備 位置：浜町</p> <p>【実施時期】 平成 26 年度～</p>												
<p>【事業名】 新市庁舎建設事業</p> <p>【内容】 老朽化した市庁舎の建替えとあわせた、防災・災害復興拠点機能や多目的利用が可能な空間の整備 位置：魚の町</p> <p>【実施時期】 <u>平成 28 年度～</u></p>	長崎市	<p>新市庁舎に、市民によるイベント・展示など多目的利用が可能な空間や、まちなかの憩いのスペースとして多目的に利用できるエントランスホールや広場、駐車場、誰もが使いやすいトイレなどを整備する。</p> <p>人が集まりやすく、交通アクセスの良い中心市街地に、市民が親しみやすく、交流の促進・賑わい創出を図る機能の集積が見込めることから中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（まちなか地区）） [国土交通省]</p> <p>【実施時期】 平成 28～29 年度</p>									
<p>【事業名】 新市庁舎周辺道路整備事業（略）</p>	(略)	(略)	(略)	(略)								
<p>【事業名】 唐人屋敷顕在化事業</p> <p>【内容】 案内サイン、四隅モニュメント、唐人屋敷象徴門（誘導門・大門）、回遊路、資料館、広場、公園等の整備 位置：館内町ほか 4 町</p> <p>【実施時期】 <u>平成 13～31 年度</u></p>	長崎市	<p>鎖国時代における日中交流の拠点であった唐人屋敷地区において、歴史的価値を顕在化し、住環境の改善やまち歩き型の観光拠点を整備する。</p> <p>市民や観光客の回遊性や地域の中国風の魅力向上を図る事業であることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） [国土交通省]</p> <p>【実施時期】 平成 27～31 年度</p>									
<p>【事業名】 岩原川周辺環境整備事業（略）</p>	(略)	(略)	(略)	(略)								
<p>【事業名】 中島川公園整備事業（略）</p>	(略)	(略)	(略)	(略)								

<p><b>【事業名】</b> まちなか回遊路整備事業</p> <p><b>【内容】</b> 歩いて楽しいまちにするための回遊路の整備 位置：古町麴屋町1号線ほか</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成25年度～<u>令和4</u>年度</p>	長崎市	<p>歴史・文化・観光・商業など長崎固有の多様な魅力が詰まったまちなかを歩いて楽しいまちにするため、歩きやすさを確保しながら、まちの特徴に合わせた景観等に配慮した回遊路を整備する。</p> <p>中心市街地全体の魅力及び賑わいの向上に寄与するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p><b>【措置の内容】</b> 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（まちなか地区）） [国土交通省]</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成27～29年度</p>			<p><b>【事業名】</b> まちなか回遊路整備事業</p> <p><b>【内容】</b> 歩いて楽しいまちにするための回遊路の整備 位置：<u>浜町伊良林1号線</u>、古町麴屋町1号線ほか</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成25～<u>34</u>年度</p>	長崎市	<p>歴史・文化・観光・商業など長崎固有の多様な魅力が詰まったまちなかを歩いて楽しいまちにするため、歩きやすさを確保しながら、まちの特徴に合わせた景観等に配慮した回遊路を整備する。</p> <p>中心市街地全体の魅力及び賑わいの向上に寄与するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p><b>【措置の内容】</b>（略）</p> <p>①社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（まちなか地区）） [国土交通省]</p> <p>②社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（まちなか地区（第2期））） [国土交通省]</p> <p><b>【実施時期】</b> ①平成27～29年度 ②平成<u>30～31</u>年度</p>	
<p><b>【事業名】</b> まちなみ整備事業（略）</p>	（略）	（略）	（略）	（略）		<p><b>【事業名】</b> まちなみ整備事業（略）</p>	（略）	（略）	（略）	（略）
<p><b>【事業名】</b> 誘導サイン整備事業（略）</p>	（略）	（略）	（略）	（略）		<p><b>【事業名】</b> 誘導サイン整備事業（略）</p>	（略）	（略）	（略）	（略）
<p><b>【事業名】</b> 公共トイレ整備事業</p> <p><b>【内容】</b> まちなか周辺における既存の公共トイレの再整備 公共トイレ整備：4箇所 位置：中心市街地</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成25年度～<u>令和4</u>年度</p>	長崎市	<p>誰もが安心して快適に利用できるよう、中心市街地における公共トイレについてバリアフリー化などを行う。</p> <p>市民や観光客等の回遊性の向上や賑わいの創出及び付近の居住環境の向上が見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p><b>【措置の内容】</b> 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（まちなか地区）と一体の効果促進事業） [国土交通省]</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成27～29年度</p>			<p><b>【事業名】</b> 公共トイレ整備事業</p> <p><b>【内容】</b> まちなか周辺における既存の公共トイレの再整備 公共トイレ整備：4箇所 位置：中心市街地</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成25～<u>34</u>年度</p>	長崎市	<p>誰もが安心して快適に利用できるよう、中心市街地における公共トイレについてバリアフリー化などを行う。</p> <p>市民や観光客等の回遊性の向上や賑わいの創出及び付近の居住環境の向上が見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>①社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（まちなか地区）と一体の効果促進事業） [国土交通省]</p> <p>②社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（まちなか地区（第2期））） [国土交通省]</p> <p><b>【実施時期】</b> ①平成27～29年度</p>	

【事業名】 まちなみ修景計画策定事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 長崎駅周辺整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 銅座界わい路地魅力向上事業  【内容】 舗装(板石、カラー舗装)、側溝工、街路灯整備 延長:L=626m 位置:銅座町~本石灰町  【実施時期】 平成26~30年度	長崎市	銅座川周辺の歩道において、新たな滞留空間の整備と、修景整備を行うことにより、歩行者空間に新たな魅力を付加する。歩行者の回遊性の向上及び賑わいの創出が見込まれる事業であることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(まちなか地区)) [国土交通省]  【実施時期】 平成27~29年度		

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 <u>新市庁舎建設事業</u> [再掲]  【内容】 <u>老朽化した市庁舎の建替えとあわせて、防災・災害復興拠点機能や多目的利用が可能な空間の整備</u> 位置:魚の町  【実施時期】 <u>平成28年度~令和4年度</u>	長崎市	<u>新市庁舎に、市民によるイベント・展示など多目的利用が可能な空間や、まちなかの憩いのスペースとして多目的に利用できるエントランスホールや広場、駐車場、誰もが使いやすいトイレなどを整備する。</u> <u>人が集まりやすく、交通アクセスの良い中心市街地に、市民が親しみやすく、交流の促進・賑わい創出を図る機能の集積が見込めることから中心市街地の活性化に必要な事業である。</u>	【措置の内容】 <u>防災・安全交付金(優良建築物等整備事業)</u> [国土交通省]  【実施時期】 <u>平成30~31年度</u>	
【事業名】 銅座川プロムナード整備事業(街路) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 都市計画道路新地町稲田町線街路整備事業[出島・南山手地区] (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

						②平成30~31年度	
【事業名】 まちなみ修景計画策定事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
【事業名】 長崎駅周辺整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
【事業名】 銅座界わい路地魅力向上事業  【内容】 舗装(板石、カラー舗装)、側溝工、街路灯整備 延長:L=626m 位置:銅座町~本石灰町  【実施時期】 平成26~30年度	長崎市	銅座川周辺の歩道において、新たな滞留空間の整備と、修景整備を行うことにより、歩行者空間に新たな魅力を付加する。歩行者の回遊性の向上及び賑わいの創出が見込まれる事業であることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(まちなか地区)) [国土交通省]  【実施時期】 平成27~29年度				

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>新規追加</u>				
【事業名】 銅座川プロムナード整備事業(街路) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 都市計画道路新地町稲田町線街路整備事業[出島・南山手地区] (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

<p><b>【事業名】</b> 市道籠町稲田町1号線電線共同溝整備事業</p> <p><b>【内容】</b> 景観及び防災性の向上を図る電線類地中化事業</p> <p>電線共同溝 延長：L=250m 位置：籠内町～稲田町</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成29年度～令和2年度</p>	長崎市	当路線は、そのほとんどが、館内・新地地区景観形成重点地区に位置しており、景観に配慮した整備が必要であり、また、防災性の向上と安全で快適な歩行者空間の確保を図るため、電線類の地中化を行う。 都市の良好な景観を創出し、街なかの回遊性向上に寄与するため、中心市街地の活性化のために必要な事業である。	<p><b>【措置の内容】</b> 防災・安全交付金（道路事業） 〔国土交通省〕</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成29～31年度</p>			<p><b>【事業名】</b> 市道籠町稲田町1号線電線共同溝整備事業</p> <p><b>【内容】</b> 景観及び防災性の向上を図る電線類地中化事業</p> <p>電線共同溝 延長：L=250m 位置：籠町～稲田町</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成27～32年度</p>	長崎市	当路線は、そのほとんどが、館内・新地地区景観形成重点地区に位置しており、景観に配慮した整備が必要であり、また、防災性の向上と安全で快適な歩行者空間の確保を図るため、電線類の地中化を行う。 都市の良好な景観を創出し、街なかの回遊性向上に寄与するため、中心市街地の活性化のために必要な事業である。	<p><b>【措置の内容】</b> 防災・安全交付金（道路事業） 〔国土交通省〕</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成29～31年度</p>		
<p><b>【事業名】</b> 南大浦地区斜面市街地再生事業</p> <p><b>【内容】</b> 南大浦地区における老朽建物の建替促進や生活道路の整備 位置：相生町</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成12～31年度</p>	長崎市	路面電車終点の石橋電停から斜行エレベーターを通り、グラバー園へ至る観光動線として狭小な道路を、市民や観光客の回遊の利便性を高めるものとして整備する。 未接道で老朽化した建物の建替が促進し、定住人口が増加することにより、南大浦地区及び中心市街地の活性化に寄与することが見込まれるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	<p><b>【措置の内容】</b> 社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業） 〔国土交通省〕</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成27～31年度</p>			<p><b>【事業名】</b> 南大浦地区斜面市街地再生事業</p> <p><b>【内容】</b> 南大浦地区における老朽建物の建替促進や都市都市計画道路の整備 位置：相生町</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成12～31年度</p>	長崎市	路面電車終点の石橋電停から斜行エレベーターを通り、グラバー園へ至る観光動線として狭小な道路を、市民や観光客の回遊の利便性を高めるものとして整備する。 未接道で老朽化した建物の建替が促進し、定住人口が増加することにより、南大浦地区及び中心市街地の活性化に寄与することが見込まれるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	<p><b>【措置の内容】</b> 社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業） 〔国土交通省〕</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成27～31年度</p>		
<p><b>【事業名】</b> 長崎駅周辺整備事業 〔再掲〕 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)		<p><b>【事業名】</b> 長崎駅周辺整備事業 〔再掲〕 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	
<p><b>【事業名】</b> 都市計画道路長崎駅中央通り線街路整備事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)		<p><b>【事業名】</b> 都市計画道路長崎駅中央通り線街路整備事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	
<p><b>【事業名】</b> 公共下水道事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)		<p><b>【事業名】</b> 公共下水道事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	
<p><b>【事業名】</b> 都市計画道路大黒町恵美須町線街路整備事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)		<p><b>【事業名】</b> 都市計画道路大黒町恵美須町線街路整備事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	
<p><b>【事業名】</b> JR長崎本線連続立体交差事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)		<p><b>【事業名】</b> JR長崎本線連続立体交差事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	

【事業名】 都市計画道路片淵線街路 整備事業（新大工工区） （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
【事業名】 都市計画道路長崎駅東通 り線街路整備事業  【内容】 都市計画街路整備事業 （長崎駅周辺土地区画整 理事業区域以外の都市計 画道路長崎駅東通り線の 整備） 延長：L=40m 幅員：W=14m 位置：尾上町～茂里町  【実施時期】 平成31年度～令和4年度	長崎市	都市計画道路長崎駅東通り線 は、国道やトランジットモー ル線と長崎駅周辺地区を結ぶ幹 線道路であり、交通渋滞の緩和や 駅周辺の回遊性の向上に寄与す る事業である。 国際観光都市長崎の玄関口に 相応しい都市拠点を形成し、快 適な回遊拠点、交通環境の改善 などを基本に整備を行うこと は、まちなかのにぎわいの創出 と回遊性の向上、商業・業務機能 の集積促進に寄与することか ら、中心市街地の活性化に必要 な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備 総合交付金（都 市再生整備計 画事業（長崎駅 周辺地区）） 〔国土交通省〕  【実施時期】 平成31年度	
【事業名】 公園施設整備事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するた めの位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
【事業名】 旧長崎英国領事館保存整 備事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
【事業名】 伝統的建造物群保存地区 保存整備事業  【内容】 長崎市伝統的建造物群保 存地区保存条例第11条 の規定による修理費用の 一部を補助 位置：南山手・東山手地区 【実施時期】 平成24年度～	長崎市	国選定重要伝統的建造物群保 存地区である東山手・南山手地 区において、民間が所有してい る文化財を修理、整備すること により、長崎の貴重な文化遺産 の適切な保存、活用を行う。 伝統的建造物の保存により、 後世にその魅力と価値が残ると ともに、回遊ルートと併せた魅 力発信を行うことで賑わいの創 出が見込めることから、中心市 街地の活性化に必要な事業であ る。	【措置の内容】 ① <u>国宝重要文 化財等保存整 備費補助金</u> 〔文部科学省〕  ② 国宝重要文 化財等保存・活 用事業費補助 金 〔文部科学省〕  【実施時期】 ①平成 27～29 年度 ②平成 30～31 年度	

【事業名】 都市計画道路片淵線街路 整備事業（新大工工区） （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
【事業名】 都市計画道路長崎駅東通 り線街路整備事業  【内容】 都市計画街路整備事業 （長崎駅周辺土地区画整 理事業区域以外の都市計 画道路長崎駅東通り線の 整備） 延長：L=910m 幅員：W=14m 位置：尾上町～茂里町  【実施時期】 平成31～34年度	長崎市	都市計画道路長崎駅東通り線 は、国道やトランジットモー ル線と長崎駅周辺地区を結ぶ幹 線道路であり、交通渋滞の緩和や 駅周辺の回遊性の向上に寄与す る事業である。 国際観光都市長崎の玄関口に 相応しい都市拠点を形成し、快 適な回遊拠点、交通環境の改善 などを基本に整備を行うこと は、まちなかのにぎわいの創出 と回遊性の向上、商業・業務機能 の集積促進に寄与することか ら、中心市街地の活性化に必要 な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備 総合交付金（都 市再生整備計 画事業（長崎駅 周辺地区）） 〔国土交通省〕  【実施時期】 平成31年度	
【事業名】 公園施設整備事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するた めの位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
【事業名】 旧長崎英国領事館保存整 備事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
【事業名】 伝統的建造物群保存地区 保存整備事業  【内容】 長崎市伝統的建造物群保 存地区保存条例第11条 の規定による修理費用の 一部を補助 位置：南山手・東山手地区 【実施時期】 平成24～34年度	長崎市	国選定重要伝統的建造物群保 存地区である東山手・南山手地 区において、民間が所有してい る文化財を修理、整備すること により、長崎の貴重な文化遺産 の適切な保存、活用を行う。 伝統的建造物の保存により、 後世にその魅力と価値が残ると ともに、回遊ルートと併せた魅 力発信を行うことで賑わいの創 出が見込めることから、中心市 街地の活性化に必要な事業であ る。	【措置の内容】 ① <u>国宝重要文 化財等保存・活 用事業費補助 金</u> 〔文部科学省〕  ② 国宝重要文 化財等保存・活 用事業費補助 金 〔文部科学省〕  【実施時期】 ①平成 27～29 年度 ②平成 30～31 年度	

<b>【事業名】</b> 文化財保存整備事業  <b>【内容】</b> 国指定文化財、長崎県指定文化財及び長崎市指定文化財の所有者が実施する保存整備事業（修理）に対する事業費の一部補助 位置：中心市街地  <b>【実施時期】</b> <u>平成25年度～</u>	長崎市	民間所有の文化財について、所有者等が実施する保存整備事業の一部を補助することで、文化財を良好な状態で後世に継承するものである。 文化財を後世に継承することは、中心市街地の価値と魅力の発信や魅力向上にも繋がることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	<b>【措置の内容】</b> ① <u>国宝重要文化財等保存整備費補助金</u> [文部科学省]  ② 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 [文部科学省]  <b>【実施時期】</b> ①平成 27～29年度 ②平成 30～31年度	
<b>【事業名】</b> 出島和蘭商館跡復元事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u><b>【事業名】</b></u> <u>まちなか回遊路整備事業</u> <u>[再掲]</u>  <b>【内容】</b> <u>歩いて楽しいまちにするための回遊路の整備</u> <u>位置：浜町伊良林1号線ほか</u>  <b>【実施時期】</b> <u>平成25年～令和4年度</u>	長崎市	<u>歴史・文化・観光・商業など長崎固有の多様な魅力が詰まったまちなかを歩いて楽しいまちにするため、歩きやすさを確保しながら、まちの特徴に合わせた景観等に配慮した回遊路を整備する。</u> <u>中心市街地全体の魅力及び賑わいの向上に寄与するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</u>	<b>【措置の内容】</b> <u>景観まちづくり刷新支援事業</u> [国土交通省]  <b>【実施時期】</b> <u>平成29～31年度</u>	
<b>【事業名】</b> 銅座界わい路地魅力向上事業 [再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<b>【事業名】</b> 誘導サイン整備事業 [再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<b>【事業名】</b> 新大工歩道橋整備事業	長崎市	新大工町地区市街地再開発事業を契機とした地区の活性化により、歩行者が増加することか		

<b>【事業名】</b> 文化財保存整備事業  <b>【内容】</b> 国指定文化財、長崎県指定文化財及び長崎市指定文化財の所有者が実施する保存整備事業（修理）に対する事業費の一部補助 位置：中心市街地  <b>【実施時期】</b> <u>平成25～34年度</u>	長崎市	民間所有の文化財について、所有者等が実施する保存整備事業の一部を補助することで、文化財を良好な状態で後世に継承するものである。 文化財を後世に継承することは、中心市街地の価値と魅力の発信や魅力向上にも繋がることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	<b>【措置の内容】</b> ① <u>国宝重要文化財等保存・整備費補助金</u> [文部科学省]  ② 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 [文部科学省]  <b>【実施時期】</b> ①平成 27～29年度 ②平成 30～31年度	
<b>【事業名】</b> 出島和蘭商館跡復元事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>新規追加</u>				
<b>【事業名】</b> 銅座界わい路地魅力向上事業 [再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<b>【事業名】</b> 誘導サイン整備事業 [再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>(2) ①からの移設</u>				

<p><b>【内容】</b> 新大工町と伊勢町をつなぐ歩道橋の整備 位置：新大工町～伊勢町</p> <p><b>【実施時期】</b> <u>平成30年度～令和4年度</u></p>		<p>ら、歩行者の安全性の確保、及び再開発ビルのエレベータ施設と連携したバリアフリー化を図るため、歩道橋の再整備を行う。安全で快適な歩行空間の形成に繋がることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>								
<p><b>【事業名】</b> 都市計画道路銅座町松が枝町線街路整備事業 (大浦工区) (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)		<p><b>【事業名】</b> 都市計画道路銅座町松が枝町線街路整備事業 (大浦工区) (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)
<p><b>【事業名】</b> 東山手・南山手地区魅力向上事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)		<p><b>【事業名】</b> 東山手・南山手地区魅力向上事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)
<p><b>【事業名】</b> 出島表門橋架橋整備事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)		<p><b>【事業名】</b> 出島表門橋架橋整備事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)
<p><b>【事業名】</b> 県庁舎跡地活用事業</p> <p><b>【内容】</b> 本庁舎等跡地については、以下の主要3機能を中心とした懇話会提言を受けて検討中。</p> <p><b>【主要機能】</b> ①多目的広場機能 多彩なイベントによる交流・賑わいの創出とともに、日常の憩いの場を提供する ②歴史・情報発信機能 長崎の歴史や広く長崎が有する歴史的遺産のみならず、交流機能等をはじめ、長崎県に関する様々な情報発信を目的とした機能も付加する ③ホール機能 県民が集い、賑わいの創出に資する なお、県警本部跡地については、周辺施設機能の状況に配慮しながら、県庁跡地</p>	長崎県	<p>現県庁舎の移転後の跡地を、賑わいの創出の場、歴史・情報発信の場として整備するもの。現県庁舎の敷地は、長崎発祥の礎となった場所であり、長崎駅や松が枝国際観光船ふ頭等と中心部の商店街等をつなぐ地理的にも重要な位置にあり、また出島にも隣接することから、ここを市民や観光客の交流による賑わいの場、吸引力のある回遊性の拠点として整備することは、中心市街地の回遊性の向上・賑わいの創出に大きく寄与することから中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>				<p><b>【事業名】</b> 県庁舎跡地活用事業</p> <p><b>【内容】</b> 本庁舎等跡地については、以下の主要3機能を中心とした懇話会提言を受けて検討中。</p> <p><b>【主要機能】</b> ①多目的広場機能 多彩なイベントによる交流・賑わいの創出とともに、日常の憩いの場を提供する ②歴史・情報発信機能 長崎の歴史や広く長崎が有する歴史的遺産のみならず、交流機能等をはじめ、長崎県に関する様々な情報発信を目的とした機能も付加する ③ホール機能 県民が集い、賑わいの創出に資する なお、県警本部跡地については、周辺施設機能の状況に配慮しながら、県庁跡地</p>	長崎県	<p>現県庁舎の移転後の跡地を、賑わいの創出の場、歴史・情報発信の場として整備するもの。現県庁舎の敷地は、長崎発祥の礎となった場所であり、長崎駅や松が枝国際観光船ふ頭等と中心部の商店街等をつなぐ地理的にも重要な位置にあり、また出島にも隣接することから、ここを市民や観光客の交流による賑わいの場、吸引力のある回遊性の拠点として整備することは、中心市街地の回遊性の向上・賑わいの創出に大きく寄与することから中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		



と連携した活用策を検討する 位置：江戸町  【実施時期】 平成 26 年度～令和 7 年度				
【事業名】 市民トイレ活用事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 市庁舎跡地活用事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 県立図書館郷土資料センター（仮称）整備事業 【内容】 長崎学資料をはじめとする郷土に関する資料の収集や提供などの拠点となる施設の整備 位置：立山 1 丁目 【実施時期】 平成 30 年度～令和 3 年度	長崎県	隣接する長崎歴史文化博物館と連携しながら、長崎学をはじめとする郷土に関する資料の収集や提供などの拠点の一つとして、また、大村市に建設予定の新県立図書館のサテライト機能を有する施設として整備するもの。 歴史的・学術的な情報の発信によるまちの魅力の向上及び歴史研究や文化活動の活性化による回遊性の向上に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【事業名】 銅座川プロムナード整備事業（河川、道路）[再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 賑わい拠点広場整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 地域・観光交流センター整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 花のあるまちづくり事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

5. 都市福祉施設を整備する事業に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
  - (1) 略
  - (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

と連携した活用策を検討する 位置：江戸町  【実施時期】 平成 26～32 年度				
【事業名】 市民トイレ活用事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 市庁舎跡地活用事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 県立図書館郷土資料センター（仮称）整備事業 【内容】 長崎学資料をはじめとする郷土に関する資料の収集や提供などの拠点となる施設の整備 位置：立山 1 丁目 【実施時期】 平成 27～33 年度	長崎県	隣接する長崎歴史文化博物館と連携しながら、長崎学をはじめとする郷土に関する資料の収集や提供などの拠点の一つとして、また、大村市に建設予定の新県立図書館のサテライト機能を有する施設として整備するもの。 歴史的・学術的な情報の発信によるまちの魅力の向上及び歴史研究や文化活動の活性化による回遊性の向上に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【事業名】 銅座川プロムナード整備事業（河川、道路）[再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 賑わい拠点広場整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 地域・観光交流センター整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 花のあるまちづくり事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

5. 都市福祉施設を整備する事業に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
  - (1) 略
  - (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新市立病院建設事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 交流拠点施設整備事業  【内容】 学会・大会会場、展示会・見本市会場、会議室などを兼ね備えた複合型施設の建設 位置：尾上町  【実施時期】 <u>平成27年度～令和3年度</u>  【公共施設の用途】 地域交流施設	長崎市	新長崎駅の隣接地において、学会や会議、地域住民が交流できるイベントなどを開催できる交流拠点施設を建設し、交流人口の拡大や地域経済の活性化を図る。 人が集まりやすく、交通アクセスに優れた中心市街地に交流拠点施設を設置する本事業は、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 ①社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（長崎駅周辺地区）） [国土交通省] ②社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（長崎駅周辺地区）） [国土交通省] ③中心市街地再活性化特別対策事業 [総務省]  【実施時期】 <u>①平成30～31年度</u> ②平成30～31年度 <u>③平成30～31年度</u>	(略)
【事業名】 新市庁舎建設事業 [再掲]  【内容】 老朽化した市庁舎の建替えとあわせた、防災・災害復興拠点機能や多目的利用が可能な空間の整備 位置：魚の町  【実施時期】 <u>平成28年度～令和4年度</u>	長崎市	新市庁舎に、市民によるイベント・展示など多目的利用が可能な空間や、まちなかの憩いのスペースとして多目的に利用できるエントランスホールや広場、駐車場、誰もが使いやすいトイレなどを整備する。 人が集まりやすく、交通アクセスの良い中心市街地に、市民が親しみやすく、交流の促進・賑わい創出を図る機能の集積が見込めることから中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（まちなか地区）） [国土交通省]  【実施時期】 平成28～29年度	(略)

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 県庁舎建設整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新市立病院建設事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 交流拠点施設整備事業  【内容】 学会・大会会場、展示会・見本市会場、会議室などを兼ね備えた複合型施設の建設 位置：尾上町  【実施時期】 <u>平成27～34年度</u>  【公共施設の用途】 地域交流施設	長崎市	新長崎駅の隣接地において、学会や会議、地域住民が交流できるイベントなどを開催できる交流拠点施設を建設し、交流人口の拡大や地域経済の活性化を図る。 人が集まりやすく、交通アクセスに優れた中心市街地に交流拠点施設を設置する本事業は、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 ①社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（長崎駅周辺地区）） [国土交通省] ②社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（長崎駅周辺地区）） [国土交通省] ③中心市街地再活性化特別対策事業 [総務省]  【実施時期】 <u>①平成30～33年度</u> ②平成30～31年度 <u>③平成30～33年度</u>	(略)
【事業名】 新市庁舎建設事業 [再掲]  【内容】 老朽化した市庁舎の建替えとあわせた、防災・災害復興拠点機能や多目的利用が可能な空間の整備 位置：魚の町  【実施時期】 <u>平成28年度～</u>	長崎市	新市庁舎に、市民によるイベント・展示など多目的利用が可能な空間や、まちなかの憩いのスペースとして多目的に利用できるエントランスホールや広場、駐車場、誰もが使いやすいトイレなどを整備する。 人が集まりやすく、交通アクセスの良い中心市街地に、市民が親しみやすく、交流の促進・賑わい創出を図る機能の集積が見込めることから中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（まちなか地区）） [国土交通省]  【実施時期】 平成28～29年度	(略)

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 県庁舎建設整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

<p><b>【事業名】</b> 新市庁舎建設事業 〔再掲〕</p> <p><b>【内容】</b> 老朽化した市庁舎の建替えとあわせて、防災・災害復興拠点機能や多目的利用が可能な空間の整備 位置：魚の町</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成28年度～令和4年度</p>	長崎市	<p>新市庁舎に、市民によるイベント・展示など多目的利用が可能な空間や、まちなかの憩いのスペースとして多目的に利用できるエントランスホールや広場、駐車場、誰もが使いやすいトイレなどを整備する。</p> <p>人が集まりやすく、交通アクセスの良い中心市街地に、市民が親しみやすく、交流の促進・賑わい創出を図る機能の集積が見込めることから中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p><b>【措置の内容】</b> 防災・安全交付金（優良建築物等整備事業） 〔国土交通省〕</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成 30～31 年度</p>	
--	-----	--	---	--

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p><b>【事業名】</b> 交流拠点施設整備事業 〔再掲〕</p> <p><b>【内容】</b> 学会・大会会場、<b>展示会</b>・見本市会場、会議室などを兼ね備えた複合型施設の建設 位置：尾上町</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成 27 年度～令和 3 年度</p> <p><b>【公共施設の用途】</b> 地域交流施設</p>	長崎市	<p>新長崎駅の隣接地において、学会や会議、地域住民が交流できるイベントなどを開催できる交流拠点施設を建設し、交流人口の拡大や地域経済の活性化を図る。</p> <p>人が集まりやすく、交通アクセスに優れた中心市街地に交流拠点施設を設置する本事業は、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p><b>【措置の内容】</b> 地方創生推進交付金 〔内閣府〕</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成 29～31 年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p><b>【事業名】</b> 県庁舎跡地活用事業 〔再掲〕</p> <p><b>【内容】</b> 本庁舎等跡地については、以下の主要 3 機能を中心とした懇話会提言を受けて検討中。 〔主要機能〕 ①多目的広場機能 多彩なイベントによる交流・賑わいの創出とともに、日常の憩いの場を提供</p>	長崎県	<p>現県庁舎の移転後の跡地を、賑わいの創出の場、歴史・情報発信の場として整備するもの。</p> <p>現県庁舎の敷地は、長崎発祥の礎となった場所であり、長崎駅や松が枝国際観光船ふ頭等と中心部の商店街等をつなぐ地理的にも重要な位置にあり、また出島にも隣接することから、ここを市民や観光客の交流による賑わいの場、吸引力のある回遊性の拠点として整備することは、中心市街地の回遊性の向上・賑わいの創出に大きく寄与するこ</p>		

新規追加				
------	--	--	--	--

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p><b>【事業名】</b> 交流拠点整備事業 〔再掲〕</p> <p><b>【内容】</b> 学会・大会会場、<b>展示場</b>・見本市会場、会議室などを兼ね備えた複合型施設の建設 位置：尾上町</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成 27～34 年度</p> <p><b>【公共施設の用途】</b> 地域交流施設</p>	長崎市	<p>新長崎駅の隣接地において、学会や会議、地域住民が交流できるイベントなどを開催できる交流拠点施設を建設し、交流人口の拡大や地域経済の活性化を図る。</p> <p>人が集まりやすく、交通アクセスに優れた中心市街地に交流拠点施設を設置する本事業は、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p><b>【措置の内容】</b> 地域創生推進交付金 〔内閣府〕</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成 29～31 年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p><b>【事業名】</b> 県庁舎跡地活用事業 〔再掲〕</p> <p><b>【内容】</b> 本庁舎等跡地については、以下の主要 3 機能を中心とした懇話会提言を受けて検討中。 〔主要機能〕 ①多目的広場機能 多彩なイベントによる交流・賑わいの創出とともに、日常の憩いの場を提供</p>	長崎県	<p>現県庁舎の移転後の跡地を、賑わいの創出の場、歴史・情報発信の場として整備するもの。</p> <p>現県庁舎の敷地は、長崎発祥の礎となった場所であり、長崎駅や松が枝国際観光船ふ頭等と中心部の商店街等をつなぐ地理的にも重要な位置にあり、また出島にも隣接することから、ここを市民や観光客の交流による賑わいの場、吸引力のある回遊性の拠点として整備することは、中心市街地の回遊性の向上・賑わいの創出に大きく寄与するこ</p>		

<p>する</p> <p>②歴史・情報発信機能 長崎の歴史や広く長崎が有する歴史的遺産のみならず、交流機能等をはじめ、長崎県に関する様々な情報発信を目的とした機能も付加する</p> <p>③ホール機能 県民が集い、賑わいの創出に資する</p> <p>なお、県警本部跡地については、周辺施設機能の状況に配慮しながら、県庁跡地と連携した活用策を検討する</p> <p>位置：江戸町</p> <p><b>【実施時期】</b> <u>平成26年度～令和7年度</u></p>		とから中心市街地の活性化に必要な事業である。		
<p><b>【事業名】</b> 市庁舎跡地活用事業〔再掲〕 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業等の内容
  - (1) 略
  - (2) ①認定と連携した支援のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p><b>【事業名】</b> 新大工町地区市街地再開発事業〔再掲〕</p> <p><b>【内容】</b> 新大工町及び伊勢町（約0.72ha）での第一種市街地再開発事業による商業・住宅・業務・駐車場の整備 位置：新大工町及び伊勢町</p> <p><b>【実施時期】</b> <u>平成26年度～令和4年度</u></p>	新大工町地区市街地再開発組合	<p>中心市街地の商業地である新大工町及び伊勢町の土地利用の更新を図り、地域活力の維持向上と賑わい再生を図る。</p> <p>回遊性の向上、まちなか居住、賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p><b>【措置の内容】</b> 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） 〔国土交通省〕</p> <p><b>【実施時期】</b> <u>平成27～31年度</u></p>	

<p>する</p> <p>②歴史・情報発信機能 長崎の歴史や広く長崎が有する歴史的遺産のみならず、交流機能等をはじめ、長崎県に関する様々な情報発信を目的とした機能も付加する</p> <p>③ホール機能 県民が集い、賑わいの創出に資する</p> <p>なお、県警本部跡地については、周辺施設機能の状況に配慮しながら、県庁跡地と連携した活用策を検討する</p> <p>位置：江戸町</p> <p><b>【実施時期】</b> <u>平成26～32年度</u></p>		とから中心市街地の活性化に必要な事業である。		
<p><b>【事業名】</b> 市庁舎跡地活用事業〔再掲〕 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業等の内容
  - (1) 略
  - (2) ①認定と連携した支援のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p><b>【事業名】</b> 新大工町地区市街地再開発事業〔再掲〕</p> <p><b>【内容】</b> 新大工町及び伊勢町（約0.72ha）での第一種市街地再開発事業による商業・住宅・業務・駐車場の整備 位置：新大工町及び伊勢町</p> <p><b>【実施時期】</b> <u>平成26年度～</u></p>	新大工町地区市街地再開発組合	<p>中心市街地の商業地である新大工町及び伊勢町の土地利用の更新を図り、地域活力の維持向上と賑わい再生を図る。</p> <p>回遊性の向上、まちなか居住、賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p><b>【措置の内容】</b> 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） 〔国土交通省〕</p> <p><b>【実施時期】</b> <u>平成27年度～</u></p>	

<b>【事業名】</b> 浜町地区市街地再開発事業 [再掲]	民間事業者	浜市商店街振興組合が位置する浜町地区は、まちぶらプロジェクトにおけるまちなか軸にあって中核を占める存在であり、陸と海の玄関口からまちなかへの回遊性を高めることにより、中心市街地の活性化を図ろうとする本基本計画を推進するにあたり、浜町地区の魅力の向上は欠かすことができない。 浜町地区の商業機能を更新することで、まちなか全体への集客を促進することにつながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	<b>【措置の内容】</b> 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） [国土交通省]	
<b>【内容】</b> 浜市商店街振興組合のエリアにおける、再開発やテナントミックスの手法を踏まえたまちづくり構想に基づく、第一種市街地再開発事業による商業・住宅・駐車場の整備 位置：浜町 <b>【実施時期】</b> 平成26年度～			<b>【実施時期】</b> 平成27～ <u>30</u> 年度	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<b>【事業名】</b> 南大浦地区斜面市街地再生事業 [再掲]	長崎市	路面電車終点の石橋電停から斜行エレベーターを通り、グラバー園へ至る観光動線として狭小な道路を市民や観光客の回遊の利便性を高めるものとして整備する。 未接道で老朽化した建物の建替促進を図ることにより、定住人口が増加し、南大浦地区及び中心市街地の活性化に寄与することが見込まれるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	<b>【措置の内容】</b> 社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業） [国土交通省]	
<b>【内容】</b> 南大浦地区における老朽建物の建替促進や生活道路の整備 位置：相生町 <b>【実施時期】</b> 平成12～31年度			<b>【実施時期】</b> 平成27～31年度	

(3) 略  
(4) 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の中心市街地における経済活力の向上のための事業及び措置に関する基本的な事項

[1] 略  
[2] 具体的事業等の内容  
(1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<b>【事業名】</b> 新大工町地区市街地再開発事業 [再掲]	新大工町地区市街地再開発組合	中心市街地の商業地である新大工町及び伊勢町の土地利用の更新を図り、地域活力の維持向上と賑わい再生を図る。 回遊性の向上、まちなか居住、賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に	<b>【措置の内容】</b> 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） [国土交通省]	
<b>【内容】</b> 新大工町及び伊勢町（約0.72ha）での第一種市街				

<b>【事業名】</b> 浜町地区市街地再開発事業 [再掲]	民間事業者	浜市商店街振興組合が位置する浜町地区は、まちぶらプロジェクトにおけるまちなか軸にあって中核を占める存在であり、陸と海の玄関口からまちなかへの回遊性を高めることにより、中心市街地の活性化を図ろうとする本基本計画を推進するにあたり、浜町地区の魅力の向上は欠かすことができない。 浜町地区の商業機能を更新することで、まちなか全体への集客を促進することにつながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	<b>【措置の内容】</b> 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） [国土交通省]	
<b>【内容】</b> 浜市商店街振興組合のエリアにおける、再開発やテナントミックスの手法を踏まえたまちづくり構想に基づく、第一種市街地再開発事業による商業・住宅・駐車場の整備 位置：浜町 <b>【実施時期】</b> 平成26年度～			<b>【実施時期】</b> 平成27～ <u>31</u> 年度	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<b>【事業名】</b> 南大浦地区斜面市街地再生事業 [再掲]	長崎市	路面電車終点の石橋電停から斜行エレベーターを通り、グラバー園へ至る観光動線として狭小な道路を市民や観光客の回遊の利便性を高めるものとして整備する。 未接道で老朽化した建物の建替促進を図ることにより、定住人口が増加し、南大浦地区及び中心市街地の活性化に寄与することが見込まれるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	<b>【事業名】</b> 社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業） [国土交通省]	
<b>【内容】</b> 南大浦地区における老朽建物の建替促進や都市計画道路整備の実施 位置：相生町 <b>【実施時期】</b> 平成12～31年度			<b>【実施時期】</b> 平成27～31年度	

(3) 略  
(4) 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の中心市街地における経済活力の向上のための事業及び措置に関する基本的な事項

[1] 略  
[2] 具体的事業等の内容  
(1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<b>【事業名】</b> 新大工町地区市街地再開発事業 [再掲]	新大工町地区市街地再開発組合	中心市街地の商業地である新大工町及び伊勢町の土地利用の更新を図り、地域活力の維持向上と賑わい再生を図る。 回遊性の向上、まちなか居住、賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に	<b>【措置の内容】</b> 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） [国土交通省]	
<b>【内容】</b> 新大工町及び伊勢町（約0.72ha）での第一種市街				

地再開発事業による商業・住宅・業務・駐車場の整備 位置：新大工町及び伊勢町  【実施時期】 平成26年度～令和4年度		必要な事業である。	【実施時期】 平成27～31年度		地再開発事業による商業・住宅・業務・駐車場の整備 位置：新大工町及び伊勢町  【実施時期】 平成26年度～		必要な事業である。	【実施時期】 平成27年度～	
【事業名】 長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 まちなか商業人材サポート事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 まちなか商業人材サポート事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 中心市街地頑張る商店街ステップアップ事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 中心市街地頑張る商店街ステップアップ事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 Nagasaki まちなか文化祭事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 Nagasaki まちなか文化祭事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 長崎さるく (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 長崎さるく (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 長崎帆船まつり (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 長崎帆船まつり (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 長崎くんち (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 長崎くんち (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 長崎ベイサイドマラソン&ウオーク (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 長崎ベイサイドマラソン&ウオーク (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 長崎ランタンフェスティバル  【内容】 長崎にゆかりある中国の旧正月を祝う祭りであり、1万5千個のランタンが長崎の町を中国色一色に染める。中国にちなんだイベント等も開催  【実施時期】 平成5年度～	長崎ランタンフェスティバル実行委員会	中心市街地で最大の動員数を誇る長崎ランタンフェスティバルを行うことで、国内外からの多くの来街者が見込め、中心市街地の回遊や商業が活発化することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省]  【実施時期】 平成27年4月～令和2年3月	区域内	【事業名】 長崎ランタンフェスティバル  【内容】 長崎にゆかりある中国の旧正月を祝う祭りであり、1万5千個のランタンが長崎の町を中国色一色に染める。中国にちなんだイベント等も開催  【実施時期】 平成6年度～	長崎ランタンフェスティバル実行委員会	中心市街地で最大の動員数を誇る長崎ランタンフェスティバルを行うことで、国内外からの多くの来街者が見込め、中心市街地の回遊や商業が活発化することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省]  【実施時期】 平成27～31年度	

【事業名】 中島川周辺活性化事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 観光イルミネーション事業  【内容】 グラバー園等でのイルミネーションを訴求力のある観光素材とし、長崎の夜景イベントとして定着させる。 位置：中心市街地 【実施時期】 平成 21 年度～	長崎市	平成 21 年度から実施している <u>グラバー園等</u> でのイルミネーションを訴求力のある観光素材とし、長崎の夜景イベントとして定着させる。 イルミネーションの灯りにより、夜のまちなみの魅力向上が図られ、夜型観光の推進に寄与し、中心市街地への誘客による賑わいの創出につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省]  【実施時期】 <u>平成 27 年 4 月～令和 2 年 3 月</u>	<u>区域内外</u>
【事業名】 東山手・南山手地区魅力向上事業[再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 長崎ペーロン選手権大会 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 まちなか再生推進事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(3) に移設</u>				
【事業名】 出島表門橋架橋整備事業 [再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) ② 略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 市民トイレ活用事業 [再掲]	長崎市	多くの人が集まる場所や通りに必ずしも公共トイレが配置されていない現状において、公共	【措置の内容】 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交	

【事業名】 中島川周辺活性化事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 観光イルミネーション事業  【内容】 <u>冬のイベント「ながさきクリスマス」</u> でのイルミネーションを訴求力のある観光素材とし、長崎の夜景イベントとして定着させる。 位置：中心市街地 【実施時期】 平成 21 年度～	長崎市	平成 21 年度から実施している <u>イベント「ながさきクリスマス」</u> でのイルミネーションを訴求力のある観光素材とし、長崎の夜景イベントとして定着させる。 イルミネーションの灯りにより、夜のまちなみの魅力向上が図られ、夜型観光の推進に寄与し、中心市街地への誘客による賑わいの創出につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省]  【実施時期】 平成 27～31 年度	
【事業名】 東山手・南山手地区魅力向上事業[再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 長崎ペーロン選手権大会 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 まちなか再生推進事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 中心市街地公園整備事業  【内容】 中心市街地内の公園等の整備 (中央公園ほか) 位置：賑町ほか  【実施時期】 平成 27～31 年度	長崎市	長崎ランタンフェスティバルや長崎くんち等、中心市街地で行われる催しが開催され、中心市街地の賑わいの拠点となり集客力を高める広場の整備等を実施する。 観光客等の来街の促進が図られ、回遊性の向上や賑わいの創出にも寄与することから、中心市街地の活性化に必要である。	【措置の内容】 <u>中心市街地再活性化特別対策事業</u> [総務省]  【実施時期】 <u>平成 30～31 年度</u>	
【事業名】 出島表門橋架橋整備事業 [再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) ② 略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 市民トイレ活用事業 [再掲]	長崎市	多くの人が集まる場所や通りに必ずしも公共トイレが配置されていない現状において、公共	【措置の内容】 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交	

<p><b>【内容】</b> 商業施設や店舗等の民間施設のトイレ整備費用の一部を市が助成する等して、一般市民や観光客にトイレを開放してもらう取組みを行うもの。 位置：中心市街地</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成 27 年度～</p>		<p>トイレを補完する形で、民間施設のトイレを市民や観光客が自由に利用できるよう開放してもらうものである。 まちなかに訪れた誰もがまち歩きを安心して楽しむことができ、賑わいの創出につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>付金〔内閣府〕</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成 27 年度</p>							
<p><b>【事業名】</b> 中心市街地公園整備事業</p> <p><b>【内容】</b> 中心市街地内の公園等の整備（中央公園ほか） 位置：賑町ほか</p> <p><b>【実施時期】</b> <u>平成 27～31 年度</u></p>	長崎市	<p>長崎ランタンフェスティバルや長崎くんち等、中心市街地で行われる催しが開催され、中心市街地の賑わいの拠点となり集客力を高める広場の整備等を実施する。 観光客等の来街の促進が図られ、回遊性の向上や賑わいの創出にも寄与することから、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p><b>【措置の内容】</b> <u>景観まちづくり刷新支援事業</u> <u>〔国土交通省〕</u></p> <p><b>【実施時期】</b> <u>平成 29 年度</u></p>							
<p><b>【事業名】</b> まちなか商店街誘客事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)						
<p><b>【事業名】</b> まちなか商業人材サポート事業〔再掲〕 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)						
<p><b>【事業名】</b> 商店街持続化推進事業</p> <p><b>【内容】</b> 商店街の<u>空き店舗</u>や後継者対策として、関係機関の参画のもと、空き店舗の所有者や後継者のいない店舗経営者と創業希望者とのマッチングのための実践的取組みを通じて課題解決を図る。</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成 30 年度～</p>	長崎市	<p>中心市街地活性化のためには、商店街が存続・発展していくことが重要であり、そのために空き店舗をうめることと出さないことが必要である。 本事業では、空き店舗所有者や後継者のいない店舗経営者と創業希望者とのマッチングに取組み、実践的活動を通じて商業者の人材育成と商店街・商業者間のネットワークづくりにつなげ、持続可能な商業活動を促進するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p><b>【措置の内容】</b> 地方創生推進交付金 〔内閣府〕</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成 30～31 年度</p>							
<p><b>【事業名】</b> 長崎市公衆無線 LAN 環境整備事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)						
<p><b>【内容】</b> 商業施設や店舗等の民間施設のトイレ整備費用の一部を市が助成する等して、一般市民や観光客にトイレを開放してもらう取組みを<u>実験的</u>に行うもの。 位置：中心市街地</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成 27 年度～</p>		<p>トイレを補完する形で、民間施設のトイレを市民や観光客が自由に利用できるよう開放してもらうものである。 まちなかに訪れた誰もがまち歩きを安心して楽しむことができ、賑わいの創出につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>付金〔内閣府〕</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成 27 年度</p>							
<p><u>(2) ①からの移設</u></p>										
<p><b>【事業名】</b> まちなか商店街誘客事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)						
<p><b>【事業名】</b> まちなか商業人材サポート事業〔再掲〕 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)						
<p><b>【事業名】</b> 商店街持続化推進事業</p> <p><b>【内容】</b> 商店街の<u>空きや店舗</u>や後継者対策として、関係機関の参画のもと、空き店舗の所有者や後継者のいない店舗経営者と創業希望者とのマッチングのための実践的取組みを通じて課題解決を図る。</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成 30 年度～</p>	長崎市	<p>中心市街地活性化のためには、商店街が存続・発展していくことが重要であり、そのために空き店舗をうめることと出さないことが必要である。 本事業では、空き店舗所有者や後継者のいない店舗経営者と創業希望者とのマッチングに取組み、実践的活動を通じて商業者の人材育成と商店街・商業者間のネットワークづくりにつなげ、持続可能な商業活動を促進するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p><b>【措置の内容】</b> 地方創生推進交付金 〔内閣府〕</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成 30～31 年度</p>							
<p><b>【事業名】</b> 長崎市公衆無線 LAN 環境整備事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)						

(4) 略

(4) 略



8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

- [1] 略  
 [2] 具体的事業の内容  
 (1) ~ (2) ② 略  
 (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新大工・馬町交差点改良事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 離島航路維持対策事業  【内容】 離島航路維持に係る運航事業者に対する支援  位置：長崎～伊王島～高島航路  【実施時期】 平成18年度～	運航事業者	本市の中心部に位置しており、バス、電車などの陸上公共交通機関との接続が充実し、隣接地には大型商業施設や病院、周辺には市役所、県庁等の業務施設がある長崎港ターミナルを発着し、本土と離島を結ぶ重要な公共交通機関であり、地域住民の生活に欠かせない移動手段である離島航路の維持・確保を行うものである。 離島地域から中心市街地への航路の維持・確保を行うことにより、離島との連携強化と離島から中心市街地への賑わい強化を図ることが見込めるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通確保維持事業/地域公共交通バリア解消促進等事業/地域公共交通調査事業） [国土交通省]  【実施時期】 平成27年度～	
【事業名】 低床路面電車の導入事業  【内容】 車内の段差を解消し、車椅子スペースを設け、電停と車両入口部の段差を最小限に抑えた、超低床式路面電車の導入  【実施時期】 平成30年度～	長崎電気軌道(株)	誰もが利用しやすい低床車の導入を行い、電停のバリアフリー化や低床車の運行情報を配信するサービス「ドコネ」との一体的な運用をおこなうことにより、誰もが移動しやすい環境を創出する。 多くの人の外出の機会を増やし、まちなかの交流人口の増加につながるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業 [国土交通省]  【実施時期】 平成30年度	
【事業名】 運行情報サイネージシステム導入事業	長崎電気軌道(株)	長崎市の中心部を運行し、市民や観光客の移動手段として多く利用されている路面電車の主要な電停にサイネージシステムを導入し、利用客に車両の運行	【措置の内容】 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業 [国土交	

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

- [1] 略  
 [2] 具体的事業の内容  
 (1) ~ (2) ② 略  
 (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新大工・馬町交差点改良事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 離島航路維持対策事業  【内容】 離島航路維持に係る運航事業者に対する支援  位置：長崎～伊王島～高島航路  【実施時期】 平成18年度～	運行事業者	本市の中心部に位置しており、バス、電車などの陸上公共交通機関との接続が充実し、隣接地には大型商業施設や病院、周辺には市役所、県庁等の業務施設がある長崎港ターミナルを発着し、本土と離島を結ぶ重要な公共交通機関であり、地域住民の生活に欠かせない移動手段である離島航路の維持・確保を行うものである。 離島地域から中心市街地への航路の維持・確保を行うことにより、離島との連携強化と離島から中心市街地への賑わい強化を図ることが見込めるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通確保維持事業/地域公共交通バリア解消促進等事業/地域公共交通調査事業） [国土交通省]  【実施時期】 平成27年度～	
【事業名】 低床路面電車の導入事業  【内容】 車内の段差を解消し、車椅子スペースを設け、電停と車両入口部の段差を最小限に抑えた、超低床式路面電車の導入  【実施時期】 平成30年度～	長崎電気軌道(株)	誰もが利用しやすい低床車の導入を行い、電停のバリアフリー化や低床車の運行情報を配信するサービス「ドコネ」との一体的な運用をおこなうことにより、誰もが移動しやすい環境を創出する。 多くの人の外出の機会を増やし、まちなかの交流人口の増加につながるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通確保維持事業/地域公共交通バリア解消促進等事業/地域公共交通調査事業） [国土交通省]	
【事業名】 運行情報サイネージシステム導入事業	長崎電気軌道(株)	長崎市の中心部を運行し、市民や観光客の移動手段として多く利用されている路面電車の主要な電停にサイネージシステムを導入し、利用客に車両の運行	【措置の内容】 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業 [国土交	

<p><b>【内容】</b> 各車両に搭載している<b>ビ ーコン</b>を活用し、主要電 停で運行情報を提供する システムの整備</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成 28 年度～</p>	<p>情報を提供する。 利用客にとってわかりやすく 快適な利用環境を提供し、利便 性の向上を図ることにより、中 心市街地の回遊性を高めるもの であり、中心市街地の活性化に 必要な事業である。</p>	<p>通省]</p> <p><b>【実施時期】</b> <u>平成 28～31 年 度</u></p>	<p><b>【内容】</b> 各車両に搭載している<b>G P S 端末</b>を活用し、主要 電停で運行情報を提供す るシステムの整備</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成 28 年度～</p>	<p>情報を提供する。 利用客にとってわかりやすく 快適な利用環境を提供し、利便 性の向上を図ることにより、中 心市街地の回遊性を高めるもの であり、中心市街地の活性化に 必要な事業である。</p>	<p>通省]</p> <p><b>【実施時期】</b> <u>平成 28 年度</u></p>
--	---	---	---	---	---

(4) 略

9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 略

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) ～ (3) 略

(4) 開催状況

第 1 回長崎市中心市街地活性化協議会《設立総会》(平成 26 年 8 月 28 日)

- ・長崎市中心市街地活性化協議会規約(案)について
- ・長崎市中心市街地活性化協議会構成員(案)について
- ・長崎市中心市街地活性化協議会役員選任について

第 2 回長崎市中心市街地活性化協議会(平成 26 年 10 月 2 日)

- ・長崎市中心市街地活性化基本計画の素案について
- ・その他

第 3 回長崎市中心市街地活性化協議会(平成 26 年 11 月 14 日)

- ・長崎市中心市街地活性化基本計画(案)について
- ・その他

**【平成 27 年度】**

第 1 回長崎市中心市街地活性化協議会(平成 27 年 4 月 13 日)

- ・平成 26 年度事業報告(案)について
- ・平成 27 年度事業計画(案)・予算(案)について
- ・その他

第 2 回長崎市中心市街地活性化協議会(平成 27 年 11 月 17 日)

- ・長崎市中心市街地活性化協議会副会長及び委員の変更について
- ・長崎市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
- ・主要事業について
- ・経済産業省における中心市街地活性化関連施策の概要について
- ・その他

**【平成 28 年度】**

第 1 回長崎市中心市街地活性化協議会(平成 28 年 4 月 28 日)

- ・委員の選任(案)及び委員の選任について
- ・平成 27 年度事業報告(案)及び収支決算(案)について

(4) 略

9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 略

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) ～ (3) 略

(4) 開催状況

第 1 回長崎市中心市街地活性化協議会《設立総会》(平成 26 年 8 月 28 日)

- ・長崎市中心市街地活性化協議会規約(案)について
- ・長崎市中心市街地活性化協議会構成員(案)について
- ・長崎市中心市街地活性化協議会役員選任について

第 2 回長崎市中心市街地活性化協議会(平成 26 年 10 月 2 日)

- ・長崎市中心市街地活性化基本計画の素案について
- ・その他

第 3 回長崎市中心市街地活性化協議会(平成 26 年 11 月 14 日)

- ・長崎市中心市街地活性化基本計画(案)について
- ・その他

**【平成 27 年度】**

第 1 回長崎市中心市街地活性化協議会(平成 27 年 4 月 13 日)

- ・平成 26 年度事業報告(案)について
- ・平成 27 年度事業計画(案)・予算(案)について
- ・その他

第 2 回長崎市中心市街地活性化協議会(平成 27 年 11 月 17 日)

- ・長崎市中心市街地活性化協議会副会長及び委員の変更について
- ・長崎市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
- ・主要事業について
- ・経済産業省における中心市街地活性化関連施策の概要について
- ・その他

**【平成 28 年度】**

第 1 回長崎市中心市街地活性化協議会(平成 28 年 4 月 28 日)

- ・委員の選任(案)及び委員の選任について
- ・平成 27 年度事業報告(案)及び収支決算(案)について

- ・平成 28 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画フォローアップに対する意見について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見について
- ・その他

**【平成 29 年度】**

第 1 回長崎市中心市街地活性化協議会（平成 29 年 4 月 26 日）

- ・平成 28 年度事業報告及び収支決算について
- ・平成 29 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画フォローアップに対する意見について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見について
- ・その他

第 2 回長崎市中心市街地活性化協議会（平成 30 年 1 月 16 日）

- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見について
- ・長崎市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
- ・その他

**【平成 30 年度】**

第 1 回長崎市中心市街地活性化協議会（平成 30 年 4 月 26 日）

- ・役員の選任について
- ・構成員の加入について
- ・平成 29 年度事業報告及び収支決算について
- ・平成 30 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画フォローアップに対する意見について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見について
- ・その他

第 2 回長崎市中心市街地活性化協議会（平成 31 年 2 月 5 日）

- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の主要事業の進捗状況について
- ・その他

**【令和元年度】**

第 1 回長崎市中心市街地活性化協議会（平成 31 年 4 月 26 日）

- ・平成 30 年度事業報告及び収支決算について
- ・平成 31 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画フォローアップに対する意見について

第 2 回長崎市中心市街地活性化協議会（令和元年 8 月 28 日）

- ・第 2 期長崎市中心市街地活性化基本計画（素案）及び認定取得に向けたスケジュールについて
- ・その他

第 3 回長崎市中心市街地活性化協議会（令和元年 9 月 27 日）

- ・第 2 期長崎市中心市街地活性化基本計画（原案）について

- ・平成 28 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画フォローアップに対する意見について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見について
- ・その他

**【平成 29 年度】**

第 1 回長崎市中心市街地活性化協議会（平成 29 年 4 月 26 日）

- ・平成 28 年度事業報告及び収支決算について
- ・平成 29 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画フォローアップに対する意見について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見について
- ・その他

第 2 回長崎市中心市街地活性化協議会（平成 30 年 1 月 16 日）

- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見について
- ・長崎市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
- ・その他

**【平成 30 年度】**

第 1 回長崎市中心市街地活性化協議会（平成 30 年 4 月 26 日）

- ・役員の選任について
- ・構成員の加入について
- ・平成 29 年度事業報告及び収支決算について
- ・平成 30 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画フォローアップに対する意見について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見について
- ・その他

第 2 回長崎市中心市街地活性化協議会（平成 31 年 2 月 5 日）

- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の主要事業の進捗状況について
- ・その他

**新規追加**

長崎市中心市街地活性化協議会からの書面による意見聴取（令和2年2月3日）

・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見について

(5) 略

[3] 略

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1]～[3] 略

[4] 都市機能の集積のための事業等

中心市街地への都市機能の集積に向けて、前述の4.から8.に掲げた事業を行う。

4. 市街地の整備改善のための事業

・新大工町地区市街地再開発事業

・削除

・浜町地区市街地再開発事業

・新市庁舎建設事業

・新市庁舎周辺道路整備事業

・唐人屋敷顕在化事業

・岩原川周辺環境整備事業

・中島川公園整備事業

・まちなか回遊路整備事業

・まちなみ整備事業

・誘導サイン整備事業

・公共トイレ整備事業

・まちなみ修景計画策定事業

・長崎駅周辺整備事業

・銅座界わい路地魅力向上事業

・銅座川プロムナード整備事業（街路）

・都市計画道路新地町稲田町線街路整備事業[出島・南山手地区]

・市道籠町稲田町1号線電線共同溝整備事業

・南大浦地区斜面市街地再生事業

・削除

・都市計画道路長崎駅中央通り線街路整備事業

・公共下水道事業

・都市計画道路大黒町恵美須町線街路整備事業

・JR長崎本線連続立体交差事業

・都市計画道路片淵線街路整備事業（新大工工区）

・都市計画道路長崎駅東通り線街路整備事業

・公園施設整備事業

・旧長崎英国領事館保存整備事業

・伝統的建造物群保存地区保存整備事業

・文化財保存整備事業

・出島和蘭商館跡復元事業

・削除

・新大工歩道橋整備事業

・都市計画道路銅座町松が枝町線街路整備事業（大浦工区）

(5) 略

[3] 略

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1]～[3] 略

[4] 都市機能の集積のための事業等

中心市街地への都市機能の集積に向けて、前述の4.から8.に掲げた事業を行う。

4. 市街地の整備改善のための事業

・新大工町地区市街地再開発事業

・新大工歩道橋整備事業

・浜町地区市街地再開発事業

・新市庁舎建設事業

・新市庁舎周辺道路整備事業

・唐人屋敷顕在化事業

・岩原川周辺環境整備事業

・中島川公園整備事業

・まちなか回遊路整備事業

・まちなみ整備事業

・誘導サイン整備事業

・公共トイレ整備事業

・まちなみ修景計画策定事業

・長崎駅周辺整備事業

・銅座界わい路地魅力向上事業

・銅座川プロムナード整備事業（街路）

・都市計画道路新地町稲田町線街路整備事業[出島・南山手地区]

・市道籠町稲田町1号線電線共同溝整備事業

・南大浦地区斜面市街地再生事業

・長崎駅周辺整備事業

・都市計画道路長崎駅中央通り線街路整備事業

・公共下水道事業

・都市計画道路大黒町恵美須町線街路整備事業

・JR長崎本線連続立体交差事業

・都市計画道路片淵線街路整備事業（新大工工区）

・都市計画道路長崎駅東通り線街路整備事業

・公園施設整備事業

・旧長崎英国領事館保存整備事業

・伝統的建造物群保存地区保存整備事業

・文化財保存整備事業

・出島和蘭商館跡復元事業

・銅座界わい路地魅力向上事業[再掲]

・新規追加

・都市計画道路銅座町松が枝町線街路整備事業（大浦工区）

- ・東山手・南山手地区魅力向上事業
- ・出島表門橋架橋整備事業
- ・県庁舎跡地活用事業
- ・市民トイレ活用事業
- ・市庁舎跡地活用事業
- ・県立図書館郷土資料センター（仮称）整備事業

・削除

- ・賑わい拠点広場整備事業
- ・地域・観光交流センター整備事業
- ・花のあるまちづくり事業

5. 都市福利施設を整備する事業

- ・新市立病院建設事業
- ・交流拠点施設整備事業
- ・新市庁舎建設事業[再掲]
- ・県庁舎建設整備事業
- ・県庁舎跡地活用事業[再掲]
- ・市庁舎跡地活用事業[再掲]

6. 居住環境の向上のための事業

- ・新大工町地区市街地再開発事業[再掲]
- ・浜町地区市街地再開発事業[再掲]
- ・南大浦地区斜面市街地再生事業[再掲]

7. 経済活力向上のための事業

- ・大規模小売店舗立地法の特例措置
- ・新大工町地区市街地再開発事業[再掲]

・削除

- ・長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業
- ・まちなか商業人材サポート事業
- ・中心市街地頑張る商店街ステップアップ事業
- ・Nagasaki まちなか文化祭事業
- ・長崎さるく
- ・長崎帆船まつり
- ・長崎くんち
- ・長崎ベイサイドマラソン&ウオーク
- ・長崎ランタンフェスティバル
- ・中島川周辺活性化事業
- ・観光イルミネーション事業
- ・東山手・南山手地区魅力向上事業[再掲]
- ・長崎ペーロン選手権大会
- ・まちなか再生推進事業

・削除

- ・出島表門橋架橋整備事業[再掲]
- ・浜町地区市街地再開発事業[再掲]
- ・商店街賑わい整備事業

- ・東山手・南山手地区魅力向上事業
- ・出島表門橋架橋整備事業
- ・県庁舎跡地活用事業
- ・市民トイレ活用事業
- ・市庁舎跡地活用事業
- ・県立図書館郷土資料センター（仮称）整備事業

・銅座川プロムナード整備事業（河川、道路）[再掲]

- ・賑わい拠点広場整備事業
- ・地域・観光交流センター整備事業
- ・花のあるまちづくり事業

5. 都市福利施設を整備する事業

- ・新市立病院建設事業
- ・交流拠点施設整備事業
- ・新市庁舎建設事業[再掲]
- ・県庁舎建設整備事業
- ・県庁舎跡地活用事業[再掲]
- ・市庁舎跡地活用事業[再掲]

6. 居住環境の向上のための事業

- ・新大工町市街地再開発事業[再掲]
- ・浜町地区市街地再開発事業[再掲]
- ・南大浦地区斜面市街地再生事業[再掲]

7. 経済活力向上のための事業

- ・大規模小売店舗立地法の特例措置
- ・新大工町地区市街地再開発事業[再掲]

・まちなか商店街誘客事業

- ・長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業
- ・まちなか商業人材サポート事業
- ・中心市街地頑張る商店街ステップアップ事業 （仮称）
- ・Nagasaki まちなか文化祭事業
- ・長崎さるく
- ・長崎帆船まつり
- ・長崎くんち
- ・長崎ベイサイドマラソン&ウオーク
- ・長崎ランタンフェスティバル
- ・中島川周辺活性化事業
- ・観光イルミネーション事業
- ・東山手・南山手地区魅力向上事業[再掲]
- ・長崎ペーロン選手権大会
- ・まちなか再生推進事業

・中心市街地公園整備事業

- ・出島表門橋架橋整備事業[再掲]
- ・浜町地区市街地再開発事業[再掲]
- ・商店街賑わい整備事業

- ・市民トイレ活用事業[再掲]
- ・中心市街地公園整備事業
- ・まちなか商店街誘客事業
- ・削除
- ・商店街持続化促進事業
- ・削除
- ・長崎市公衆無線LAN環境整備事業

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業

- ・二輪車等駐車場整備事業
- ・新大工・馬町交差点改良事業
- ・離島航路維持対策事業
- ・低床路面電車の導入事業
- ・運行情報サイネージシステム導入事業
- ・長崎市バリアフリー特定事業計画に基づく事業
- ・中心市街地の利便性・回遊性を高めるバス運行事業
- ・乗合タクシー運行事業(矢の平・伊良林地区、北大浦地区)

1 1. その他中心市街地の活性化のために必要な事項  
略

1 2. 認定基準に適合していることの説明  
略

- ・市民トイレ活用事業[再掲]
- ・新規追加
- ・まちなか商店街誘客事業[再掲]
- ・まちなか商業人材サポート事業[再掲]
- ・商店街持続化促進事業
- ・長崎さるく[再掲]
- ・長崎市公衆無線LAN環境整備事業

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業

- ・二輪車等駐車場整備事業
- ・新大工・馬町交差点改良事業
- ・離島航路維持対策事業
- ・低床路面電車の導入事業
- ・運行情報サイネージシステム導入事業
- ・長崎市バリアフリー特定事業計画に基づく事業
- ・中心市街地の利便性・回遊性を高めるバス運行事業
- ・乗り合いタクシー運行事業(矢の平・伊良林地区、北大浦地区)

1 1. その他中心市街地の活性化のために必要な事項  
略

1 2. 認定基準に適合していることの説明  
略

<p>令和（「令和」を意味する記号を含む。）に変更する。</p>	<p>改元日以降の「平成」（「平成」を意味する記号を含む。）を用いて年表示をしていた以下の記載箇所</p> <p>○計画期間 P1</p> <p>1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 P2～3</p> <p>2. 中心市街地の位置及び区域 （略）</p> <p>3. 中心市街地の活性化の目標 P54、P71</p> <p>4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事業 P76、P78～89、P93、P95～96</p> <p>5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項 P97～100、P102</p> <p>6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項 （略）</p> <p>7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の中心市街地における経済活力の向上のための事業及び措置に関する基本的な事項 （略）</p> <p>8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項 （略）</p> <p>9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的促進に関する事項 （略）</p> <p>10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 （略）</p> <p>11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項 P161</p> <p>12. 認定基準に適合していることの説明 （略）</p>
----------------------------------	--